

「農地付き空き家」の状況について

1 趣旨

農地を取得するには、原則として権利取得者の経営面積が50アール以上必要となり、非農家は取得できないが、栃木市空き家バンク登録済の空き家に付属した農地で農業委員会が指定したものは、経営面積要件を問わず空き家とともに農地も取得できる制度。管理者不在による遊休農地発生の防止、及び新規就農や移住などの定住促進を目的としている。

2 制度の活用状況

- ・令和3年4月1日に制度を開始
- ・令和4年4月末現在、7件を指定。
うち4件が売買成立。残り3件も成立見込み。
- ・購入者は1名が県外、3名が市内。

3 指定の基準

- (1) 「栃木市空き家バンク」に登録した空き家に付属した市内の農地で、農業委員会が指定したものを対象とする。
- (2) 別段面積を定め、1平方メートルから農地の取得を可能とする。
- (3) 空き家に付属した農地の要件は次のとおりとする。
 - ア 耕作可能で、所有者等による維持管理が行われる見込みがない農地であること。
 - イ 原則として空き家に近接した農地であること。
 - ウ 農地及び空き家の所有者が同一であること。
 - エ 市街化区域の農地、賃借権・使用貸借権等の権利設定がされた農地でないこと。

4 今後の取組み

現在空き家バンクに登録されている「農地付き空き家」がない状態のため、空き家と農地の売却を考えている方へ制度の周知を図り、登録件数を増やしていく。

【問合せ】農業委員会事務局
担当：石川 TEL0282-21-2395